

1 共通事項

各書類の作成に当たっての共通の留意事項は、以下のとおりです。

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番の大きさのものを使用してください。
- (2) 文面は、横書きとしてください。
- (3) 作成後縦覧に供される書類については、特に分かりやすい表現に努めてください。
- (4) 施行規則において様式が示されているものについて、記載事項が1枚の様式に収まり切らない場合は、様式には「別紙のとおり」と記載し、記載事項は別紙に記載してください。
- (5) 方法書，準備書，評価書，事後調査報告書等、ページ数が相当数に上る書類については、表紙を付け、左綴じで編冊してください。

(表紙の作成例)

左綴じ →

宅地開発事業（（仮称）〇〇ニュータウン
開発事業）に係る環境影響評価方法書

平成△△年△△月

〇〇〇〇株式会社

- (6) 資源の節約のため、再生紙の利用及び紙面の両面使用に御配慮ください。

2 関連事業概要書（条例第4条第1項，施行規則第5条）

1 趣旨

関連事業概要書は、関連事業が関連対象事業に該当しアセス手続を実施する必要があるかどうかについて知事が判定を行うために届出を求める書面です。

「関連事業」とは、単独ではアセス対象とならない基本事業の規模未満であるものの、法対象事業又は条例の基本事業のいずれかと密接に関連し一体的に行われることにより環境影響が大きなものとなるおそれのある事業であり、法対象事業や基本事業を「親事業」とした場合の「子事業」に該当する事業です。

施行規則では、親事業との関連の密接性・一体性の要件を以下のとおり定めています（これらの要件のすべてに該当していることが届出の条件となります。）。

- ①親事業と進入路等の施設を共用する関係にあるか又は実施区域が接していること。
- ②工事着手予定時期が親事業のものと5年以内の期間内にあること。
- ③事業者が親事業の事業者と同一か又は親子会社関係にあること（国・地方公共団体が事業者の場合は、国・地方公共団体が50%以上出資する法人との関係を含む。）。

また、単独でアセス対象となる規模の50%未満の小規模事業については関連事業とはならず、上記要件を満たしても関連事業概要書の届出の必要はありません。

2 作成する者

関連事業を実施しようとする事業者

3 作成の時期

届出の時期について特に定めはありませんが、知事は、届出後30日以内に判定を行い、アセス実施の必要ありとの判定結果となった場合には、次の方法書の手続に移ることとなりますので、事業計画の進捗状況を勘案して作成時期を決定してください。

4 様式

施行規則別記第1号様式

5 記載事項

(1) 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①事業者の氏名・住所（事業者が法人の場合には、法人の名称，代表者の氏名，主たる事務所の所在地）
- ②関連事業の名称 ➡※1
- ③関連事業の目的 ➡※2
- ④関連事業の内容
 - Ⓐ関連事業の種類の詳細（事業種ごとに施行規則別表第2の第2欄に掲載）
 - Ⓑ関連事業が実施されるべき区域の位置 ➡※3
 - Ⓒ関連事業の規模（事業種ごとに施行規則別表第2の第3欄に掲載）

①その他関連事業の内容に関する事項（事業種ごとに施行規則別表第2の第4欄に掲載）

②親事業の名称及び内容の概要➡※4

③①～②以外の関連事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの➡※5

④関連事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況➡※6

(2) 記載に当たっての留意事項

※1 決定されていない場合には、仮称で記載してください。

※2 事業の必要性や計画地の選定理由などについて記載してください。

※3 道路や鉄道の建設のような線の事業の場合には起点と終点を明示する方法

（例：〇〇市〇〇から□□町××まで）により、宅地開発事業などの面的な事業の場合には代表的な地番を挙げる方法（例：〇〇市△△1-1他）や字を列挙する方法（例：〇〇市〇〇，□□，××の各一部）により、工場の建設などの点的な事業の場合にはできるだけ全地番を挙げる方法により記載してください。また、位置を落とした適切な縮尺の図面を添付してください。

※4 ①～④に掲げる事項を目安に記載してください。

※5 土地利用計画や工事計画、構造物の構造などを、既に決定された範囲で記載してください。土地利用計画の記載に当たっては、土地利用計画表を記載するとともに、適切に縮尺した土地利用計画図を添付してください。

※6 事業予定地とその周囲の社会的環境や公害の発生状況、自然環境などの概況について記載してください。地域概況の把握が目的であり、文献や行政資料での把握が可能な範囲で記載してください。記載に当たっては、適切な縮尺の図面を適宜使用するとともに、文献や資料からの引用を行った場合には出典を明示してください。

①自然的状況

・大気質の状況（環境基準や二酸化窒素の県環境目標値の確保の状況も記載してください。）

・気象の状況

・水質の状況（環境基準の確保の状況も記載してください。）

・水象の状況

・水底の底質の状況

・騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）の状況（環境基準の確保の状況も記載してください。）

・振動の状況

・悪臭の状況

・地形及び地質の状況

・地盤の状況

・土壌の状況（環境基準の確保の状況も記載してください。）

・植物の生育及び植生の状況

・動物の生息の状況

・生態系の状況

「自然環境保全基礎調査」等の公式の調査で確認された重要種を記載するなどしてください。

- ・景観の状況
- ・人と自然との触れ合いの活動の状況

⑥社会的状況

- ・人口の状況
- ・産業の状況
- ・土地利用の状況
- ・河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- ・交通の状況
- ・学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況
- ・下水道の整備の状況
- ・環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- ・その他の特記事項

6 提出先

県（環境生活部環境政策課）

7 提出部数

正本を1部、副本を5部

関 連 事 業 概 要 書

平成△年△月△日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

届出者

〇〇市〇〇△△-△△

〇〇〇〇株式会社 ㊟

代表取締役 ○〇〇〇

千葉県環境影響評価条例第4条第1項の規定により、関連事業の概要について次のとおり届け出ます。

関 連 事 業 の 名 称	(仮称) 〇〇ニュータウン開発事業
関 連 事 業 の 目 的	別紙のとおり
関 連 事 業 の 内 容	別紙のとおり
関連事業が実施されるべき区域 及びその周囲の概況	別紙のとおり

別 紙

1 関連事業の目的

〇〇〇〇…

2 関連事業の内容

(1) 関連事業の種類の詳細

宅地開発事業（都市計画区域外）

(2) 関連事業が実施されるべき区域の位置

〇〇郡〇〇町〇〇, □□, ××の各一部（図△-△参照）

(3) 関連事業の規模

開発区域の面積△△. △ha

(4) その他関連事業の内容に関する事項

土地利用計画（図△－△参照）

土地利用区分	面積(ha)	構成比(%)
〇〇〇〇	△△.△	△△.△
：	：	：
：	：	：
合計	△△.△	100.0

(5) 親事業の名称及び内容の概要

①名称：（仮称）〇〇〇〇ゴルフクラブ

②内容の概要

a 事業の種類の詳細

レクリエーション施設用地造成事業（都市計画区域外）

b 事業が実施されるべき区域の位置

〇〇町〇〇，□□，××の各一部（図△－△参照）

c 事業の規模

△△.△ha

d その他事業の内容に関する事項

③土地利用計画（図△－△参照）

土地利用区分	面積(ha)	構成比(%)
〇〇〇〇	△△.△	△△.△
：	：	：
：	：	：
合計	△△.△	100.0

(6) 関連事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの

①人口計画

②道路計画

③公園・緑地計画

④供給処理施設計画

⑤廃棄物処理計画

⑥工事計画

3 関連事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

(1) 自然的状況

〇〇〇〇…

(2) 社会的状況

〇〇〇〇…

3 事業計画概要書（条例第5条第1項，施行規則第8条）

1 趣旨

事業計画概要書は、対象事業について環境影響評価手続が行われることを関係行政機関が予め把握するため及び環境影響評価手続が開始されることを予め周知することにより以後の手続への移行の円滑化を図るために作成を求める書面です。

2 作成する者

基本事業又は複合開発構成事業を実施しようとする事業者です。関連事業を実施しようとする事業者が関連事業概要書の届出を行った場合には、事業計画概要書の作成の必要はありません。

3 作成の時期

事業計画概要書の提出日と方法書の提出日とは30日以上の間隔を空ける必要がありますので、方法書の提出の時期を考慮して作成してください。

4 様式

施行規則別記第2号様式

5 記載事項

(1) 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①事業者の氏名・住所（事業者が法人の場合には、法人の名称，代表者の氏名，主たる事務所の所在地）
- ②対象事業の名称➡※1
- ③対象事業の目的➡※2
- ④対象事業の内容
 - Ⓐ対象事業の種類の詳細（事業種ごとに施行規則別表第2の第2欄に掲載）
 - Ⓑ対象事業が実施されるべき区域の位置➡※3
 - Ⓒ対象事業の規模（事業種ごとに施行規則別表第2の第3欄に掲載）
 - Ⓓその他対象事業の内容に関する事項（事業種ごとに施行規則別表第2の第4欄に掲載）
 - Ⓔ対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業がある場合には、その名称及び内容の概要➡※4
 - ⒻⒶ～Ⓔ以外の対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの➡※5
- ⑤対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況➡※6

(2) 記載に当たっての留意事項

- ※1 決定されていない場合には、仮称で記載してください。
- ※2 事業の必要性や計画地の選定理由などについて記載してください。
- ※3 道路や鉄道の建設のような線的な事業の場合には起点と終点を明示する方法

(例：〇〇市〇〇から□□町××まで)により、宅地開発事業などの面的な事業の場合には代表的な地番を挙げる方法(例：〇〇市△△1-1他)や字を列挙する方法(例：〇〇市〇〇, □□, ××の各一部)により、工場の建設などの点的な事業の場合にはできるだけ全地番を挙げる方法により記載してください。また、位置を落とした適切な縮尺の図面を添付してください。

※4 「密接に関連し一体的に行われる事業」であるかどうかは、以下の要件をすべて満たしているかどうかで判断してください。

- ① 進入路等の施設を共用する関係にあるか又は実施区域が接していること。
- ② 工事着手予定時期が当該対象事業のものと5年以内の期間内にあること。
- ③ 当該対象事業の事業者と同一か又は親子会社関係にあること(国・地方公共団体が事業者の場合は、国・地方公共団体が50%以上出資する法人との関係を含む。)

これらの要件をすべて満たす事業がある場合には、その名称と、①～③に掲げる事項を目安にその内容の概要を記載してください。

※5 土地利用計画や工事計画、構造物の構造などを、既に決定された範囲で記載してください。土地利用計画の記載に当たっては、土地利用計画表を記載するとともに、適切に縮小した土地利用計画図を添付してください。

※6 事業予定地とその周囲の社会的環境や公害の発生状況、自然環境などの概況について記載してください。地域概況の把握が目的であり、文献や行政資料での把握が可能な範囲で記載してください。記載に当たっては、適切な縮尺の図面を適宜使用するとともに、文献や資料からの引用を行った場合には出典を明示してください。

なお、方法書の記載項目がある程度固まっている場合には、それをそのまま記載しても構いません。

④ 自然的状況

- ・ 大気質の状況(環境基準や二酸化窒素の県環境目標値の確保の状況も記載してください。)
- ・ 気象の状況
- ・ 水質の状況(環境基準の確保の状況も記載してください。)
- ・ 水象の状況
- ・ 水底の底質の状況
- ・ 騒音及び超低周波音の状況(環境基準の確保の状況も記載してください。)
- ・ 振動の状況
- ・ 悪臭の状況
- ・ 地形及び地質の状況
- ・ 地盤の状況
- ・ 土壌の状況(環境基準の確保の状況も記載してください。)
- ・ 植物の生育及び植生の状況
- ・ 動物の生息の状況
- ・ 生態系の状況
- ・ 景観の状況

「自然環境保全基礎調査」等の公式の調査で確認された重要種を記載するなどしてください。

- ・人と自然との触れ合いの活動の状況

⑥社会的状況

- ・人口の状況
- ・産業の状況
- ・土地利用の状況
- ・河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- ・交通の状況
- ・学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況
- ・下水道の整備の状況
- ・環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- ・その他の特記事項

6 複数事業者又は複数事業に係る事業計画概要書の作成

- (1) 1事業者が、相互に関連する複数の事業について環境影響評価手続を実施する場合には、事業計画概要書を一本化することができます。このようにして作成した場合には、事業計画概要書中にその旨記載してください。
- (2) 複数事業者が、1事業について環境影響評価手続を実施する場合には、事業者の中から代表して事業計画概要書を作成する事業者を定めることができます。このようにして作成した場合には、事業計画概要書中にその旨記載してください。
- (3) 複数事業者が、相互に関連する複数の事業について環境影響評価手続を実施する場合には、事業計画概要書を一本化できるとともに、代表して事業計画概要書を作成する事業者を定めることができます。このようにして作成した場合には、事業計画概要書中にその旨記載してください。

なお、「相互の関連性」については、特に定めはなく、事業の目的等において客観的にある程度の関連性が認められれば足りません。

7 提出先

県（環境生活部環境政策課）及び事業実施区域を管轄する市町村に提出してください。市町村に提出する分については、様式の宛てを市町村長としてください。

8 提出部数

県に対しては、正本を1部、副本を5部提出してください。

市町村に対しては、正本1部のほか、縦覧に使用する部数を当該市町村に確認の上提出してください。

9 記載事例

事業計画概要書

平成△年△月△日

千葉県知事 ○ ○ ○ 様

作成者

〇〇市〇〇△△-△△

〇〇〇〇土地区画整理組合設立準備会 ㊟

会長 〇〇〇〇

対象事業の計画の概要は、次のとおりです。

対象事業の名称	(仮称) 〇〇〇〇土地区画整理事業
対象事業の目的	別紙のとおり
対象事業の内容	別紙のとおり
対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	別紙のとおり

別紙

1 対象事業の目的

〇〇〇〇…

2 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類の詳細

土地区画整理事業

(2) 対象事業が実施されるべき区域の位置

〇〇市〇〇△-△ほか (図△-△参照)

(3) 対象事業の規模

施行区域の面積△△. △ha

(4) その他対象事業の内容に関する事項

土地利用計画（図△－△参照）

土地利用区分	面積 (ha)	構成比 (%)
〇〇〇〇	△△. △	△△. △
：	：	：
：	：	：
合 計	△△. △	100. 0

(5) 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業
特になし。

(6) 対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの

- ①人口計画
- ②道路計画
- ③公園・緑地計画
- ④供給処理施設計画
- ⑤廃棄物処理計画
- ⑥工事計画

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

(1) 自然的状況

〇〇〇〇…

(2) 社会的状況

〇〇〇〇…